

飯豊町議会議員政治倫理審査会結果報告書

はじめに

飯豊町議会議員倫理審査会（以下「審査会」という。）は、令和2年12月21日付で飯議発第115号により議長から審査付託を受け、関係者からの意見聴取を行い、審査請求があった事項が、審査の請求の適否及び政治倫理基準に違反するか否かについて慎重に審査を行ったこれまでの経過について報告する。

1. 審査対象議員

遠藤 忠 議員

2. 審査会委員（6名）

委員長 高橋 亨一

副委員長 遠藤 芳昭

委員 川崎 祐次郎

屋嶋 雅一

舟山 政男

高橋 勝

3. 審査請求内容

令和2年12月15日付で、後藤恵一郎議員、古山繁巳議員から次の内容により飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する疑いがあるとし、菅野富士雄議長に対し審査請求がなされ、議長から審査付託があった。

審査付託内容

当該議員による「コロナ禍に対処する農家に対する持続化給付金のサポート活動」に対する疑惑が記載された議長あての投書が令和2年12月1日に受け付けられた。

記載内容の確認のため、同月4日の議会運営委員会、10日及び15日の全員協議会において当該議員に求めた説明が二転三転するなどしており、はなはだ遺憾である。

投書に記載されていること、議会に対する説明などの言動が飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に違反する疑いが思料されるため、審査請求を行うものである。

4. 審査会の経過

12月1日	告発文受理	町民からの告発文が菅野議長あてに議会事務局に郵便で届き、同日、菅野議長宅に事務局が届ける。(差出人不明)
12月4日	議会運営委員会	菅野議長から告発文について説明と当該議員からの事情聴取
12月10日	全員協議会	告発文について事務局より概要説明し当該議員から事情聴取
12月15日	全員協議会	当該議員との質疑応答
12月15日	審査請求受理	政治倫理条例第3条第1項の基準に違反する疑いがあることから2名の議員から議長に対し書面で審査の請求が出され、同日議長が受理した。
12月15日	全議員懇談会	審査請求の受理に伴い、審査会の開催と委員の人数について確認
12月15日	議会運営委員会	議長から審査請求があったことの報告と審査会の委員6名を選出し、その後審査会開催を案内した。

12月24日	第1回審査会	<p>◎委員長・副委員長を選任し、審査請求の適否の協議及び審査会の流れと当該委員への質問事項について取りまとめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員長：高橋亨一 ○ 副委員長：遠藤芳昭 ○ 質問内容をまとめる。 <p>(次回開催は12月28日8:30～)</p>
12月28日	第2回審査会	<p>◎当該議員への政治倫理審査会の設置の通知文と質問の内容の原案の確認と修正を行い、当該議員に郵送。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投書(持続化給付金申請サポート案内)に対する8つ質問 ○ 当該議員が提出した文書に対する9つの質問 <p>(質問回答期限:1月4日、次回開催は1月5日13:30～)</p>
1月4日	審査会への弁明及び質問回答書	<p>◎当該議員からの弁明及び質問回答書が事務局に届く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弁明 なし ○ 質問回答 なし <p>(弁護士の指示により答えを差し控えたい旨による。)</p>
1月5日	第3回審査会	<p>◎質問に対する回答内容の確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質問の回答が無回答のため、本人から説明を求めるよう文書で案内する。 ○ 報道機関から傍聴申請があり、公開が原則だが、出席委員の2/3以上の合意により非公開となった。 <p>(次回開催は1月8日15:00～)</p>
1月8日	第4回審査会	<p>◎当該議員が出席し、質疑応答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関から傍聴申請があり、公開が原則だが、出席委員の2/3以上の合意により非公開となった。 ○ 各委員からの質問に対し、弁護士が1/12まで休みのため、具体的な回答はできないとの回答。 ○ 1/14朝までに先の17項目の質問に対して文書で回答し、当日は本人から説明してもらう。 <p>(次回開催は1月14日10:00～)</p>
1月14日	第5回審査会	<p>◎当該議員からの質問に対する回答と質疑。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関に公開 ○ 農家に配布した件数と申請件数、県警・弁護士の氏名は黙秘 ○ 持続化給付金の不正受給はないと回答。 ○ 当該議員は、政治倫理基準に違反していることは認めるが、自らの進退は倫理審査会の結論が出てから後援会と相談して判断すると回答。 ○ 各委員の考えを次回までに文書でまとめ事務局に提出。 (提出期限:1/19朝まで) ○ 委員長から最後に当該議員に弁明の有無を問うたが、無しと回答。 <p>(次回開催は、1月21日13:30～)</p>
1月21日	第6回審査会	<p>◎審査結果のとりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関に公開 ○ 事務局からこれまでの経過説明 ○ 各委員の書面での審査結果報告を受け、全委員の意見が「飯

		<p>豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号」の規程に違反しており、議員辞職勧告の措置を講ずるよう求めており、この内容に決定した。</p> <p>○ 委員長と副委員長が報告書をまとめて議長に提出する。</p>
--	--	--

5. 飯豊町議会議員政治倫理審査会における各委員の意見審査対象者に対する措置

委員名	意見内容	措置内容
屋嶋 雅一	<p>5回の政治倫理審査会での、質問に対する答弁や弁明をもとに審査を致しました。</p> <p>結果、再三にわたる質問をさせて頂きましたが、残念ながら最後まで正当性の確信には至りませんでした。また、町民のために行った行動との発言でしたが、本来あるべき町民のための行動とは大きなズレがあります。</p> <p>町民に対して、いち早い情報の発信や相談に応じることは議員として、とても大切なことです。しかし、手数料をもらうこと事態に問題があり、町民全体の奉仕者として品位を損なう行為であったと思います。</p> <p>以上の理由から、飯豊町議会議員政治倫理条例第2条の「町政に携わる機能と責務を深く自覚し、町民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し」の部分、また、第3条第1項第1号の「不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」に反すると認められます。</p> <p>よって私は、議員辞職勧告が相当であると結論致しました。</p>	議員辞職勧告
川崎祐次郎	<p>(政治倫理基準に反する行為の在否)</p> <p>飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項各号に規定される政治倫理基準の内、第1号の「町民全体の代表者として品位と名誉を損なう一切の行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」規定に抵触することについては、令和2年12月1日付をもって飯豊町議会事務局が受付を行った飯豊町議会議長宛て投書により開催された12月4日の議会運営委員会、12月10日及び15日開催の全員協議会において、当事者である「遠藤 忠議員」に対する質問および回答を経て、「持続化給付金サポート活動」に関し審査請求が提出され、12月24日に政治倫理審査会が設置されたこと自体が倫理基準に抵触するおそれが濃厚であり、他の委員も認める明白な事実である。</p> <p>また、令和3年1月14日開催の政治倫理審査会において、審査委員から「政治倫理条例第3条第1項1号に規定される政治倫理基準に抵触すると思うか」の問いに対し、「遠藤 忠議員」自らが抵触することを認めたことも事実である。</p>	議員辞職勧告

	<p>加えて、申請代行の対価として報酬を得て業とした行為は、行政書士法第 19 条第 1 項に抵触するものと判断せざるを得ない。</p> <p>(審査の結果)</p> <p>以上のことから、「持続化給付金サポート活動」に関する遠藤忠議員の行為は、飯豊町議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号に違反しているものと判断する。</p> <p>(審査結果により講じられる措置について)</p> <p>新型コロナウイルスの脅威にさらされ、自粛生活や経済活動の低迷により、経営危機に瀕する農家等に対し、国が緊急救済措置として創設した持続化給付金の申請事務に関し、報酬を得て臨時の業としたことは、公人である議員ましてや副議長にあるまじき行為であり、議会に対する町民の信頼を著しく損ねるものである。よって、「飯豊町議会議員政治倫理審査会の設置及び運営に関する規程」第 2 条第 2 項の規定により、審査対象者に対する措置としては、「議員辞職勧告」が相当と判断する。</p>	
高橋 勝	<p>審査の結果に至る意見</p> <p><1月14日回答書></p> <ul style="list-style-type: none"> ●サポート費用（手数料）10%の根拠 <p>説明が「消費税に相当する給付額の10%にした」から「他社と比較して10%にした」に変わる。</p> <p>⇒ 本人発言の不一致… 疑惑解明ならず</p> <ul style="list-style-type: none"> ●12月14日に弁護士と本人が相談の上、サポート料（手数料）の返還決定。 <p>⇒ 司法書士が無料で申請代行をしたことになるが、そのような事が有り得るのか？</p> <p>… 疑惑解明ならず</p> <ul style="list-style-type: none"> ●12月末日迄に返還完了。 <p>⇒ 口頭のみで返還を証明する帳票がない。</p> <p>… 疑惑解明ならず（返還して済む案件ではない）</p> <p><1月14日の審査会発言></p> <ul style="list-style-type: none"> ●山形県警捜査課＝「無料だと贈賄の問題・必ず有料」と弁護士＝「無料化の指示」の発言を確認するために、審査会として調査することに異議（反対）を唱えた。 <p>⇒ 発言の信憑性を確認することになぜ反対… 疑惑解明ならず</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナの影響で販路が縮小した受給者が「10%のサポート料は安い」との発言を紹介。 <p>⇒ 持続化給付金受給者の発言とは考えにくい… 本人の反</p>	議員辞職勧告

	<p>省を疑う</p> <p>●政治倫理条例 第3条(1)</p> <p>町民全体の代表者として品位と名誉を損なう一切の行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>…規定に反した事を認めた。</p> <p>…疑惑を招く行動をしたことが倫理違反に当たるとして「町民に申し訳ない」と陳謝した。</p> <p>以上のことから、「自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない」の一項については、十分に応えているとは言い難い。また、本人が政治倫理条例に反して事を認めていることから、「議員辞職の勧告」が相当であると判断する。</p>	
舟山 政男	<p>今般の遠藤忠議員の行なった持続化給付金申請サポートに関わる件について、当委員会で審査したことに對して議員辞職勧告決議の提案を申し上げます。</p> <p>1. 飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号を本人が認めている事です。</p> <p>2. 平成13年3月19日に定められた、飯豊町議会政治に関する決議、特に第2項と第5項に抵触すると思料される事によります。</p> <p>3. 持続化給付金は、コロナ禍における政策として打ち出されたものです。申請をして本来受け取るべき人に対して、「このようにするといいですよ。」とアドバイスをすることは議員の責務として当然あるべき姿ではある。</p> <p>しかし、遠藤忠議員にあつては給付金の1割+消費税を手数料として受け取っている。</p> <p>手数料をもらうことは何が悪いと強弁を張るけれど、議員の責務に対して、認識のズレが大きくそれが本来の町議会議員としてのあるべき行動、姿とはかけ離れ、町民からの投書となっている。当倫理審査会における質問および弁明の機会付与と回を重ねました。</p> <p>その結果、飯豊町議会政治条例および、飯豊町議会政治倫理に関する決議に抵触していると思料されるので、当該決議を提案しました。</p>	議員辞職勧告
高橋 亨一	<p>審査対象者の行動疑惑は、議員自ら疑惑を解明し事実を明らかにするように務めなければならぬのに、審査の開始から前回の間で本人からの聞き取り調査質問の答弁や回答でも疑惑は、拭い切れていないと感じます。</p>	議員辞職勧告

	<p>また、答弁・回答でも誠意は感じられず、疑惑は深まるばかりで誠に遺憾です。飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の「町民に不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしないこと」に、反している。本人も政治倫理基準に、反していることを認め謝罪をしています。明らかに飯豊町議会議員政治倫理条例、基準に反していることは明らかです。</p> <p>よって、議員辞職勧告が相当と考えられます。</p>	
<p>遠藤 芳昭</p>	<p>遠藤忠議員の説明では、持続化給付金受給申請のサポートについて山形県警捜査課に相談したところ、「いろいろな町民がいるので必ずクレームになる。無料だと贈賄となる」「必ず有料にして外部委託すること。」との指導を受け、手数料を受け取ることとしてサポートを始めている。</p> <p>県警は遠藤議員の申請業務サポートに対し、合法的な指導をしたことになるが、このことが適切であったとすれば、この度の問題はなかったものと思われる。このため、遠藤議員に「県警の誰がこのような指導をしたのか」を質問したが、答えることを拒否した。</p> <p>さらに、「申請サポート」を外部委託したとされる弁護士か司法書士と、申請者との間で締結されたであろう委託契約の内容は明らかにされなかった。</p> <p>また、サポート料受取後の経緯について、はじめは「すでに手元にはない」と説明後、「弁護士はまとめてもらうと言うので、実は持っている。」そして「弁護士からは受給者に返せと言われた。」と説明が二転三転した。</p> <p>審査会では、弁護士からなぜサポート料を返す必要があったのかを聞き出す必要があったため、その所属、氏名を問うたが、遠藤議員は答えることを拒否した。</p> <p>以上のように、この件に関わったとされる「県警、弁護士及び司法書士」に確認すれば、遠藤議員のいう合法性が判明できる訳であるが、遠藤議員はそれらの所属、氏名は一切答えなかった。</p> <p>また、1月14日の回答書には、「受け取った手数料は全額（受給者に）返還した。」と記されており、本人も何回もそのように説明し、新聞にも掲載された。</p> <p>ところが、1月15日、遠藤議員のサポートで100万円の給付金を受領したという農家の方より、「持続化給付金のサポート料の11万円は受け取っていない」ということであった。</p> <p>更に遠藤議員は、「自身がサポートに関わった人で、助成金の返還者はいない」と説明したが、現在この受給者は、助成金の返還手続きを行っていることも明らかになっている。</p>	<p>議員辞職勧告</p>

	<p>以上、12月1日以降の議員全員協議会や政治倫理審査会等における疑義点である。</p> <p>遠藤議員においては、説明拒否や事実と異なる説明が多々あり、飯豊町議会議員政治倫理条例及び飯豊町議会政治倫理に関する決議における「真摯な態度で不正の疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない」どころか、更に疑惑を深める結果となった。</p> <p>コロナ禍において、苦しんでいる事業者へのサポートの内容を十分に説明できない様々な行為に対し、遠藤議員は、「町民のためにやった。」と主張した。しかし私は、飯豊町議会議員倫理条例に定めている「町民の信頼に値するより高い倫理的義務」を果たしているとは言い難いと判断せざるを得ない。</p> <p>以上の結果、遠藤忠議員に対し、議員辞職勧告に相当すると結論を出すものである。</p>	
--	---	--